

表

軽油引取税免税証

リットル

交付印

販売業者
の所在地
氏名又は
名称

第十六号の十三様式（第八条の二十八関係）
 縦 六十六・五ミリメートル
 横 百十五・〇ミリメートル

地紋 幾何学的精密彫刻機によるもの
 刷色 業種色

裏

販売業者の氏名又は名称 _____

上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。

平成 年 月 日

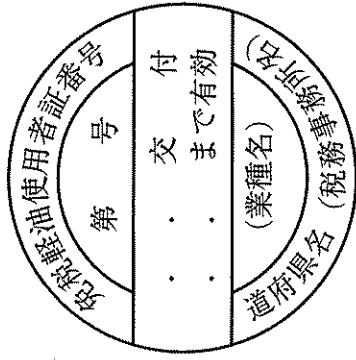
住 所 _____

業種名及び氏名印 _____

注意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合に罰せられます。

- 備考
- 1 道府県は、10,000 リットル、5,000 リットル、1,000 リットル、500 リットル、200 リットル、100 リットル、50 リットル、20 リットル、18 リットル、10 リットル、5 リットル及び1リットルの免税証を作成することができる。
 - 2 1,000 リットル以上の所要数量については、この様式により複写2連式の免税証を作成することができる。
 - 3 免税証の交付に当たっては、一連の番号を付すこと。
 - 4 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項各号の免税軽油の引取りの別に次の様式の交付印を押印すること。



寸法 直径36ミリメートル

なお、「(業種名)」の欄には、次の業種区分により略称を記載すること。

業種		略称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業	石化
業種		
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁船以外の船舶	漁船
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	航路標識等	航
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両	軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農業等	農
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	林業等	林
業種		
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	陶磁器製造業	陶
	建設用粘土製品製造業	粘
	セメント製品製造業	セ
	生コンクリート製造業	生
	鉄鋼業	鉄
	電気供給業	電
	地熱資源開発事業	地
	鉱物の採掘事業	鉱
	とび・土工工事業	と
	鉱さいバラス製造業	鉱
	港湾運送業	港
	倉庫業	倉
	貨物利用送事業	貨
	航空運送サービス業	空
	廃棄物処理事業	廃
	木加木業	木
	木加木業	木
	たい肥製造業	肥
	自動車道	自
	索道	索
	ゴルフ場	ゴ